平成２８年（フ）第７号
長崎県大村市本町462番地１　ファッションビル三原305、前住所長崎県大村市松山町626番地１
債務者　渡邉みゆき
１　決定年月日時　平成28年２月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第８号
長崎県大村市沖田町189番地４
債務者　桑原　克巳
１　決定年月日時　平成28年２月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第２７号
熊本市南区薄場２丁目９番１―505号　薄場団地２Ｃ―２
債務者　波呂　博士
１　決定年月日時　平成28年２月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１号
北海道勇払郡むかわ町宮戸96番地　遠藤房子方、住民票上の住所北海道勇払郡むかわ町美幸１丁目74番地
債務者　加賀谷ふじゑ
１　決定年月日時　平成28年２月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第３９１号
茨城県鉾田市鉾田1560番地　田山ハイツ102号
債務者　阿部　久美
１　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１号
茨城県東茨城郡城里町大字石塚773番地の５
債務者　大野みゆき
１　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２０号
山梨県甲府市大手１丁目４番６号、前住所東京都西東京市東町３丁目14番23―402号
債務者　伏見　友良
１　決定年月日時　平成28年２月12日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２４号
長野市大字東和田904番地１　レオパレスポヌール202号室
債務者　柴田　枝美
１　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４７号
京都府久世郡久御山町藤和田馬場崎野15番地１　近協パレス京都久御山506号
債務者　三浦　義夫
１　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５０号
京都府向日市寺戸町東野辺21番地の２
債務者　福冨　隆彦
１　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９０号
京都市北区小山中溝町18番地43　八久ホーム２Ｂ
債務者　中村美津子
１　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４３４号
兵庫県加古川市別府町別府931番地の３　トミーハイツ１－１Ｆ－Ａ号
債務者　松本　園子
１　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３９号
広島市東区戸坂出江１丁目８番12号
債務者　上之原幸治
１　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３号
広島県安芸高田市甲田町上小原2436番地、前住所広島県安芸高田市甲田町高田原1160番地13
債務者　辰己　英子
１　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２８年（フ）第３号
山口県下松市大字河内2818番地
債務者　大田　俊夫
１　決定年月日時　平成28年２月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第１２０号
福岡市東区青葉６丁目29番15号
債務者　大穂　三鈴
１　決定年月日時　平成28年２月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５２号
佐賀県伊万里市大川町大川野1004番地
債務者　中島　圭介
１　決定年月日時　平成28年２月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部